

[令和7年予備試験論文式 民事訴訟法]

1 設問 1

2 1. 「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」(民事訴訟法 220 条 4 号二)

3 の要件は、①専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示す
4 ることが予定されていない文書であること、②開示されると個人のプライバシー
5 が侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、
6 開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められ
7 ること、③特段の事情の不存在である。これらの判断では、その作成目的、記
8 載内容、現実の所持者が所持するに至るまでの経緯、その他の事情を考慮する。

9 2. Y の内部規則は、Y の取締役会の同意がある場合には、裁判手続、これに準
10 ずる手続及び行政不服審査法に基づく手続において、投融資案件の稟議書及び
11 その添付書類の写しを Y が提出できる旨を定めており、本件予測表は稟議書の
12 添付書類の一つに位置付けられている。したがって、本件予測表は、専ら内部
13 の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されてい
14 ない文書であるとはいえない(①不充足)。

15 これに対しては、判例は、銀行の貸出稟議書について、銀行内部において、
16 融資案件についての意思形成を円滑・適切に行うために作成される文書であっ
17 て、法令によってその作成が義務付けられたものでもなく、融資の是非の審査
18 に当たって作成されるという文書の性質上、忌憚のない評価や意見も記載され
19 ることが予定されているものであるとの理由から、①・②を認めた上で、貸出
20 稟議書と一体を成す本部認可書についても同様に解しているということを根拠
21 に、Y の稟議書に添付する損益予測表についても①及び②が認められるとする
22 反論が想定される。

確かに、Y の稟議書及びその添付書類の一つである本件予測表は、内部規則によって、投融資案件において所定の決裁権者に案件の決裁を求めるために作成されるべきと定められているにとどまり、法令によってその作成が義務付けられているわけではない。また、本件予測表は、本件アパートの賃貸事業の損益の予測が、主要な勘定科目ごとの明細とともに、数値で示された表形式のもので、記載された数値は X から収集した情報及び周辺の不動産の情報等を基にした Y の担当者の予測によるものであり、この意味において、忌憚のない評価や意見が記載されることが予定されているものであるとして、専ら内部の者の利用に供する目的で作成されるものであるとする余地もある。

しかし、本件予測表については、内部規則において、Y の取締役会の同意がある場合には、裁判手続等においてその写しを Y が提出できると定められている点で、判例とは事情が大きく異なる。

したがって、本件予測表は、少なくとも、外部の者に開示することが予定されていない文書であるとはいえず、①を欠くから、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たらない。

設問 2

1. X 債権のうち本訴で請求されていない部分

(1) 確かに、後訴における相殺の抗弁の主張は「更に訴えを提起する」場合に

当たらないから、142 条は直接適用されない。しかし、相殺の抗弁に供した

自働債権に関する判決理由中の判断には対抗額の限度で既判力が生じる

(114 条 2 項)。そこで、後訴において本訴請求債権を自働債権とする相殺の

抗弁を主張することは、対抗額の限度で同一債権の存否について既判力が矛

盾・抵触するおそれがあり（114条1項、2項）、既判力の矛盾・抵触の恐れを防止するという142条の趣旨に反するものとして、不適法であると解する。

（2）もっとも、前訴が明示的一部請求である場合、訴訟物は債権の一部に限定され、確定判決の既判力の客観的範囲（114条1項）も債権の一部に限定されるから、後訴において残部債権を相殺の抗弁に供しても、前訴と後訴とで同一債権について既判力が矛盾する判決が確定することはない。そこで、前訴が明示的一部請求である場合には、後訴において残部債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張することは、142条の趣旨に反しないと解する。

本訴では、X債権3億円のうち1億円の支払を求める旨が明示されているから、本訴の訴訟物はX債権のうち1億円に限定される。したがって、反訴において残部債権である2億円を自働債権とする相殺の抗弁を主張することは、142条の趣旨に反しない。

（3）判例は、別訴において残部債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張することについて、前記（2）の通り142条の趣旨に反しないとした上で、審理重複や実質的な判断抵触の可能性がある程度あるとしながらも、相殺の防御機能や担保的機能を強調し、債権の分割行使による相殺の主張が訴訟上の権利の濫用に当たるなど特段の事情の存しない限り、正当な防御権の行使として許容されると解している。反訴の場合は、弁論が分離されない限り、審理重複や実質的な判断抵触の可能性がないため、別訴の場合に比べてより一層、残部債権による相殺を認めるべきであるから、判例の射程が及ぶと考える。

本問では、特段の事情は認められないから、本件相殺の抗弁は、本訴で請求されていない部分については、適法である。

2. X 債権のうち本訴で請求されている部分

反訴の場合であっても、裁判所が裁量により弁論を分離（152 条）して本訴と反訴を別々に審理判断することにより、本訴における請求債権に対する既判力（114 条 1 項）と反訴における相殺の抗弁に供されている本訴請求債権に対する既判力（同条 2 項）が矛盾・抵触する危険が潜在しているから、反訴において本訴請求債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張することは、本来であれば、前記 1（1）と同様に、142 条の趣旨に抵触することになる。

もっとも、判例は、平成 29 年改正前民法下の事案ではあるが、本訴請求債権と反訴請求債権とが請負契約に基づく請負代金債権と同契約の目的物の瑕疵修補に代わる損害賠償債権の関係にある場合について、相殺による清算的調整を図るべき要請が強いとの理由から、弁論の分離を禁止することにより、反訴において本訴請求債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張することは 142 条の趣旨に反しないと解している。

しかし、X 債権は、Y の説明義務違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権（民法 709 条）であり、Y 債権を減額することで XY 間に等価関係をもたらす機能を有するものではないし、Y 債権と発生原因と同じくするわけでもないから、X 債権と Y 債権との間に、弁論の分離を禁止すべきほどに相殺による清算的調整を図るべき要請が認められるわけではない。したがって、判例の射程は及ばず、弁論の分離を禁止することはできない。

そうである以上、本件相殺の抗弁のうち、本訴で請求されている部分は、弁論が分離されて同一債権について既判力が矛盾抵触する危険が残るから、142 条の趣旨に反し、不適法である。

以上